

第1章 はじめに

■ 本章の概要

- ▶ 本書の目的・対象読者・構成を示すとともに、本書が利用する用語の定義を行う。

■ 本章の構成

1. 本書の目的

- ◇ オープンデータの特徴を示し、本書がオープンデータの作成・整形・公開に当たっての留意事項等を、「利用ルール」と「技術」の2つの観点からまとめたものであることを示す。

2. 本書の対象読者

- ◇ オープンデータを公開するまでの流れから、各部ごとの対象読者を示す。

3. 本書の構成

- ◇ 章ごとの構成と、知りたい内容ごとに参照すべき章を示す。

4. 用語定義

- ◇ 本書が利用する用語を定義する。

1.1 本書の目的

■ 背景: 国・地方公共団体等によるオープンデータへの取組の活発化

- ▶ これらの組織がもつ公共データをオープンデータとして公開すれば、情報利用者によってアプリケーション開発等の様々な形での利活用が促進され、経済活性化や行政の透明性の向上等が期待できる。

■ オープンデータの特徴

- ▶ 従来の情報公開制度とは異なり、公開したデータを利活用し、透明性・信頼性の向上だけでなく、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化等に役立てることを目的とする。特にビジネスでの利用についての期待が大きい。
- ▶ オープンデータの編集・加工・改変等はコンピュータによって行われる。



■ オープンデータを普及させるために重要な事項

- ▶ 利用ルールを定めてデータの二次利用を認めること
- ▶ データを利活用しやすい形式（機械判読に適した形式）で提供すること



■ このため、本書は…

- ▶ 国、地方公共団体、独立行政法人、公共企業等が、自身が保有している公共データをオープンデータとして公開するための参考となるよう、オープンデータ流通推進コンソーシアム（データガバナンス委員会・技術委員会）が、オープンデータの作成・整形・公開に当たっての留意事項等を、「利用ルール」と「技術」の2つの観点からまとめたもの。

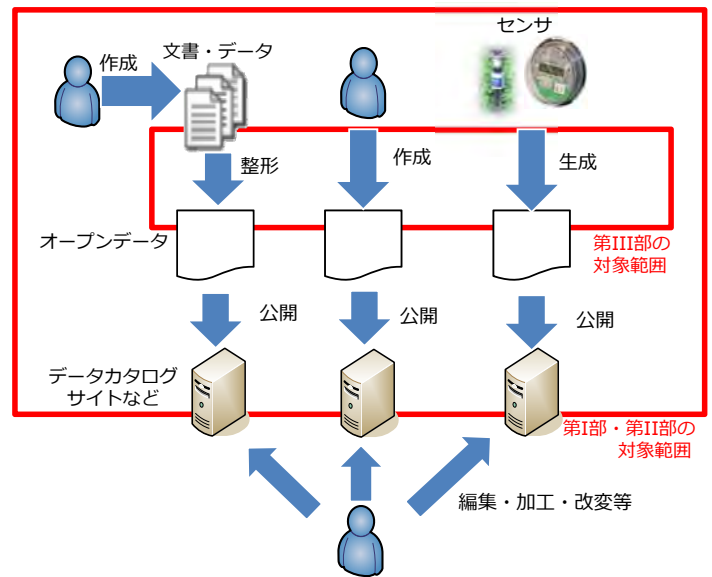
1.2 本書の対象読者

■ 対象読者

- ▶ 現在保有しているデータや、これから作成するデータをオープンデータとして公開しようとする人。
 ☆主に国、地方公共団体、独立行政法人の職員を対象としているが、公共企業等の民間組織においても参考にできるものとして作成している。

■ 部ごとの対象範囲

- ▶ オープンデータの流れ
 ☆情報提供者が作成・公開する。
 ☆これに情報利用者がアクセスし、編集・加工・改変等する。
- ▶ 第I部と第II部の対象
 ☆データの作成段階から公開段階に至るまでに関与する人。
- ▶ 第III部の対象
 ☆機械判読性の高いデータを作成・整形しようとする人。



1.3 本書の構成

■ 知りたい内容と参照すべき章との対応表

知りたい内容	該当する章
1. オープンデータの定義や背景・意義が知りたい。	第2章
2. オープンデータに関する国内外の動向を知りたい。	第2章
3. 組織体制や準備・計画すべきこと等、データをオープンデータにするまでの手順を知りたい。	第3章
4. データをオープンデータにする際には二次利用を認める利用ルールをつけると聞いたが、その背景や考え方について知りたい。	第4章
5. 具体的にどのような利用ルールがあり、それはどのような特徴を持っているのか知りたい。	第5章
6. どの利用ルールを適用すべきかを検討するための視点や、その視点に基づく各利用ルールの評価について知りたい。	第6章
7. オープンデータにすることが決まったが、データにどのような利用ルールをつけるべきか知りたい。	第6章
8. 利用ルールについて、政府における今後の見直しの方向性について知りたい。	第7章
9. 機械判読性を高めるために有用なデータ形式や識別子体系、データ伝送プロトコルについて知りたい。	第8章 第10章
10. オープンデータを作成・編集する際に、どのような技術レベルを目指すべきか知りたい。	第8章
11. 表形式データ、文書形式データ、地理空間情報等、様々なデータをオープンデータにしたいが、それらの作成・編集に際して技術的に留意すべき事項を知りたい。	第9章
12. Webサービス、GISツール等オープンデータの作成・編集・公開に有用なツールにどのようなものがあるか知りたい。	第10章
13. 代表的なデータカタログシステムの一つであるCKANと、その利用方法について知りたい。	第11章

1.4 用語定義

■ 本書で利用する用語の定義

用語	定義
データ	オープンデータの対象となる情報一般のこと。著作権の発生する情報も発生しない情報も含む。
公共データ	国、地方公共団体、独立行政法人、公共企業等の保有しているデータ。
コンテンツ	データと同様の意味を持つ。本書では引用箇所以外では使用しない。
オープンデータ	営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開された、機械判読に適したデータ形式のデータ。
情報提供者	オープンデータとしてデータを提供する者又は機関。
情報利用者	オープンデータとして公開されているデータを二次利用する者又は機関。
二次利用	情報提供者の提供したデータをもとに、情報利用者が何らかの編集・加工・改変等を行い、新たなデータを作成することや、情報提供者の提供したデータの単なる複製や再配布を行うこと。
マッシュアップ	情報利用者が、複数の情報提供者の提供したデータ同士や、自らの保有するデータを組み合わせ、新たなデータを作成すること。
ライセンス	情報提供者がデータを提供する際に指定する利用条件。著作権に基づいて情報提供者と情報利用者が契約するという構成をとる。本書では引用箇所や固有名詞以外では使用しない。
利用ルール	情報提供者がデータを提供する際に指定する利用条件。著作権に基づかない契約や、情報提供者による一方的な宣言も含む。
改ざん	オリジナルデータを改変し、それをオリジナルデータだと偽ること。
機械判読	コンピュータプログラムがデータの論理的な構造を判読でき、構造中の値（表の中に入っている数値、テキスト等）を自動的に編集・加工・改変等できること。“Machine Readable”の日本語訳であり「機械可読」ともいう。
機械判読性	対象とするデータに対する機械判読の可能性。
メタデータ	公開するデータに関して、それがどのようなデータであるかを示す情報。
データカタログ	データの所在、種類、名称等、公開しているデータに関する情報（メタデータ）をまとめたもの。データの目録・索引。
表形式データ	行と列の、縦横2次元状に配列されたデータ。
文書形式データ	1次元状に配列された文字を主な構成要素とし、一部図や表等を含み、人間がそれを読むことによって人間に何らかの作用を与えることを目的としたデータ。
リアルタイムデータ	時刻に応じて、値が刻々と変化するデータ。
地理空間情報	空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報と、これに関連付けられた情報。例えば、2次元平面状の地図の地点や領域と関連づけられたデータ。
語彙(ボキャブラリ)	ある分野に属する物事やデータを記述するために、その分野で共通に理解されるべき属性や種別に関する意味定義の集合。

13

第2章 オープンデータの動向と意義

■ 本章の概要

- ▶ オープンデータの背景について理解するため、日本政府、地方公共団体、諸外国におけるオープンデータに関する主な動向を紹介するとともに、オープンデータの意義について解説する。

■ 本章の構成

1. オープンデータに関する主な動向
 - ◇ 日本政府・地方公共団体・海外でのオープンデータに関する取組を、それぞれ紹介する。
2. オープンデータの意義
 - ◇ 「電子行政オープンデータ戦略」及び「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」の記述より、オープンデータの意義を示す。
3. 本書におけるオープンデータの定義
 - ◇ 「5★Open Data」や「電子行政オープンデータ戦略」、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」の記述に基づき、オープンデータの定義を行う。

14

2.1 オープンデータに関する主な動向

1. 日本政府の取組

- ▶ オープンガバメントから取組が始まる。
- ▶ 「電子行政オープンデータ戦略」（2012年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を契機として、日本政府におけるオープンデータに関する取組が急速に進んでいる。
- ▶ 2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」においても、オープンデータは重要な施策の一つとして取り上げられている。

年月	名称	位置づけ
2009.10.14	電子経済産業省アイデアボックス公開	経済産業省
2010.07.29	「オープン・ガバメント・ラボ」公開	経済産業省
2011.03.15～現在	東京電力の計画停電、電力データ公開	東京電力
2011.07.01	「データボックス」公開	経済産業省
2012.01.17	復旧・復興支援制度データベース（制度のオープン化）	内閣官房、復興庁、経済産業省
2012.07.04	電子行政オープンデータ戦略	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
2012.07.27	オープンデータ流通推進コンソーシアムの設立	オープンデータ流通推進コンソーシアム
2012.09～現在	オープンデータ実証実験（情報流通連携基盤の開発等）	総務省
2013.01.18	「Open DATA METI」（β版）公開	経済産業省
2013.03.28	電子行政オープンデータ実務者会議設置	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定 （2012.11.30～2013.03.27は企画委員会の下に設置）
2013.04.19	情報通信白書及び情報通信統計データベースのオープンデータ化	総務省
2013.06.10～順次試行	統計におけるオープンデータの高度化（API機能の提供、統計GIS機能の強化等）	総務省統計局、独立行政法人統計センター
2013.06.14	日本再興戦略（公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築）	閣議決定
2013.06.14	世界最先端 IT 国家創造宣言（オープンデータ・ビッグデータの活用の推進）	閣議決定
2013.06.14	電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
2013.06.18	オープンデータ憲章	G8サミット（英国ロック・アーン）での合意
2013.06.25	二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）	各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
2013.10.29	日本のオープンデータ憲章アクションプラン	各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
2013.12.20	政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」公開	内閣官房
2013.04.25	電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン	各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

15

2.1 オープンデータに関する主な動向

2. 地方自治体の取組

- ▶ 2012年7月の「電子行政オープンデータ戦略」の決定前から、一部で先行的な取組が行われており、同戦略の決定後は、オープンデータの動きが更に加速化している。
- ▶ データポータル等によるオープンデータでのデータ公開を行っている例が多い。
- ▶ ホームページ全体をオープンデータにしたり（福井市）、県内市町村でデータ形式などを統一する取組（福井県）を行っている例もある。

自治体名	取組名称（URL）	概要
福井県鯖江市	データシティ鯖江	地方公共団体でのオープンデータに関する先駆的な取組。地元企業と連携して様々なアプリを開発。2013年度には、総務省のオープンデータ実証実験に協力して、オープンデータを拡充。
千葉県流山市	流山市オープンデータトライアル 流山市議会オープンデータトライアル	ホームページのリニューアルに併せて、市役所と市議会が同時にオープンデータの取組を開始。議案に対する議員毎の採決結果等も公開。
横浜市	横浜オープンデータポータル	2012年度から民間団体に対して図書館情報等の提供を支援。2013年度にオープンデータ推進プロジェクトを庁内に設置したほか、総務省のオープンデータ実証実験に協力して横浜市自身のデータをオープンデータとして公開。
静岡県	ふじのくにオープンデータカタログ	都道府県で初めてデータポータルを開設。県内市町村も利用可能（裾野市が利用）。
静岡県・山梨県	富岳3776景	富士山の写真を位置情報付きで誰でも投稿可能。投稿した写真はオープンデータとして公開される。災害（大雪）の際には災害情報共有ポータルとして活用された。
福井県	オープンデータライブラリ 県内公共データの形式統一	オープンデータと、オープンデータを活用したアプリを公開。県内市町村のデータ形式の統一に向けた取組にも着手。
福井市	市のホームページ利用規約の改訂	市のホームページ全体にCC-BY-SAライセンスを付与。
青森県	あおり映像素材ライブラリー	県職員が撮影した県内の様々な映像素材をオープンデータとして公開。
福島県会津若松市	オープンデータライセンスによるデータ公開	オープンライセンス（CC-BY）に加え、オープンドキュメント形式（ODF）でも公開。
神奈川県横須賀市	防災情報のオープンデータ公開	横須賀市が公開する防災関連データを機械判読に適した形式に変換して公開し、これを利用したアイデアソン・ハッカソンを実施。

16